

学生規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、関西医療大学の学生生活上守らなければならない事項について定める。

(一般心得)

第 2 条 学生は学則、その他の諸規程を遵守し、学内外を問わず良識ある行動を取らなければならない。

(学生証)

第 3 条 学生は、入学時に学生証の交付を受け、常にこれを携帯し、本学教職員の請求があったときは、提示しなければならない。

2 学生証を携帯しないときは、教室、研究室、図書館等ならびに医療、厚生施設等の利用ができないことがある。

3 学生証を携帯しないときは、試験を受けることができない。

4 学生証を紛失または汚損したときは、直ちに学生証再交付願を学生支援課に提出し、再交付を受けなければならない。

5 学生証は、学生が本学の学籍を離れたとき、直ちに学生支援課に返却しなければならない。

(身上異動の届出)

第 4 条 学生は、入学時に届け出た住所、氏名、学費請求先、保証人、副保証人の変更、その他身上異動があったときは、その都度、速やかに学生支援課に届け出なければならない。

(欠 席)

第 5 条 学生が、疾病その他の理由により、授業や試験等を欠席しようとするときは、あらかじめ、欠席届を教務課に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由により、あらかじめ、提出できないときは、事後速やかに提出しなければならない。

2 負傷または疾病のため、引き続き 1 週間以上欠席するときは、医師の診断書を添えるものとする。ただし、1 週間以内の欠席であっても医師の診断書を提出させることがある。

(服 装)

第 6 条 服装は特に定めないが、本学学生としての品位を保つものとする。

(健康保持)

第 7 条 学生は、毎年定期または臨時に実施する健康診断および予防接種を受けるものとする。なお、学長は、健康診断の結果必要に応じて、健康上の指示を命ずることがある。

(団体の設立等)

第 8 条 学生が、学内において、本学の学生を構成員とするクラブ活動等に関する団体（以下「団体」という。）を設立しようとするときは、部長（予定者）は、団体設立許可願を、学生部長を経て、学長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 団体の設立・継続・解散・学外団体への加入等についての細則は、別に定める。

第 9 条 団体の行為が、本学の目的に著しく反すると認められるときは、学長は、その解散を命ずることがある。

(学生および団体の活動範囲)

第 10 条 学生または団体は、学内において、特定の政党または特定の宗教を支持し、もしくは、これに反対するための活動を行ってはならない。

2 学生または団体は、学外において、本学名または団体名を使用して特定の政党または特定の宗教を支持し、もしくは、これに反対するための活動を行ってはならない。

(集会および催物等)

第 11 条 学生または団体が、学内において、集会、催物その他の行事を行うときは、その期日の 10 日前までに、代表責任者は、集会（催物）許可願を学生部長を経て、学長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 集会、催物等の責任者または参加者が学則または諸規程に違反した行為を行い、もしくは、大学の指示に従わないとき、学長は、その許可を取り消し、中止または解散を命ずることがある。

(印刷物の発行等)

第 12 条 学生または団体が、学内において、雑誌、新聞、パンフレットその他の印刷物（以下「印刷物」という。）を発行、配布または販売しようとするとき、その期日の 10 日前までに代表責

任者は、印刷物発行、配布、販売許可願に当該印刷物2部を添え、学生部長を経て、学長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 印刷物の販売については、出願の際に収益の用途を明示し、事後速やかにその収支計算書を学生部長を経て、学長に提出しなければならない。

(掲 示)

第13条 学生または団体が、学内において、印刷物、ポスターおよび看板等(以下「掲示物」という。)を掲示しようとするときは、その7日前までに代表責任者は、掲示許可願に当該掲示物を添えて、学生部長を経て、学長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 前項の規定により、許可された掲示物は、学長の指定する場所に掲示しなければならない。なお、許可期限を経過したときは、代表責任者は、当該掲示物を撤去しなければならない。

(学外における集会、印刷物の発行等および掲示)

第14条 学生または団体が、学外において、本学名または団体名を使用して実施する集会、催物その他の行事および印刷物の発行、配布、販売ならびに掲示物の掲示については、第11条、第12条および第13条の規定を準用する。

(印刷物および掲示物の内容等)

第15条 印刷物および掲示物には、団体であるときは団体名その他の者であるときは、代表責任者名を明記しなければならない。

- 2 印刷物および掲示物の内容または形状は、次の各号に該当するものであってはならない。

- (1) 特定の個人、団体をひぼうし、またはその名誉を傷つけるもの
- (2) 虚偽の事項を記載したもの
- (3) 表現、形状、大きさ等が品位を欠くもの

- 3 印刷物および掲示物で次の各号に該当するときは、学長は、代表責任者に発行、配布、販売の中止および掲示の撤去を命じ、または撤去することがある。

- (1) 届け出た印刷物および掲示物と相違するもの
- (2) 団体名または責任者名のないもの
- (3) 許可期限を経過したもの
- (4) その他、学長が不相当と認めたもの

(騒音の規制)

第16条 学生は、学内において、拡声器その他の音響設備を使用する必要があるときは、学生部長を経て、学長の許可を受けなければならない。

(施設、設備の使用)

第17条 学生または団体が、本学の施設または設備を使用しようとするときは、その期日の7日前までに代表責任者は、施設・設備使用許可願を学生部長を経て、学長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、その使用目的が学則または諸規程に違反した場合は、学長は、その許可を取り消すことがある。

- 2 体育館については、別に定める規程に従うものとする。

(損害の弁償)

第18条 学生または団体が、故意または過失により本学の施設、設備、および物品を汚損、損傷した場合は、損害賠償の責任を負わなければならない。

(クラス担当教員)

第19条 学生は、諸届出または願出を要するものについて、クラス担当教員の指導助言を受けるものとする。

(学内禁煙)

第20条 本学の敷地内は、全面的に禁煙とする。

(委 任)

第21条 この規程の施行に際し、必要があるときは、さらに細則を定めることができる。

(改 廃)

第22条 この規程の改廃は、学長が行う。

附 則

1. この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、令和5年6月20日から施行する。